

中間報告書

～いじめ問題の本質と対策の方向性～

平成25年5月

滋賀県いじめ対策研究チーム会議

はじめに …… 3

I いじめ問題の本質

1. いじめについて

- (1) いじめの実態 …… 4
- (2) いじめの見つけにくさ …… 6
- (3) いじめの認定の難しさ …… 8

2. いじめ問題の原因と背景

- (1) 社会システム・地域・教育環境の影響 …… 8
- (2) 保護者・家庭の影響 …… 10
- (3) 子どもを取り巻く状況の影響 …… 11
- (4) 学校の影響 …… 13

II いじめ問題の解決に向けての課題整理

1. いじめの理解 …… 17

2. 対策の基本

- (1) 子どものエンパワーメント（最善の利益と意見表明権の確保） …… 18
- (2) 被害者への対応、加害者への対応、まわりの子ども達への対応 …… 19
- (3) 学校での対策 …… 21
- (4) 学校体制上の対策 …… 24
- (5) 家庭での対応 …… 25
- (6) 社会での対応 …… 25

III 具体的な対策の方向性についての提言

- 1. 教員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、
子どものSOSを読み取る感性と力量アップを図る …… 27
- 2. 専門家等と連携し、いじめの早期発見・早期対応のための支援を行う …… 32
- 3. 福祉・医療・司法などと連携した取組を進める …… 34
- 4. 地域・家庭・学校が一体となり、いじめから子どもを守る
環境づくりを進める …… 34
- 5. 第三者機関の方向性 …… 35

○ 用語の解説

○ 委員名簿

○ 委員プレゼンテーション資料

<第2回会議（平成24年11月30日開催）>

- ・ 小森委員プレゼンテーション資料
- ・ 桜井委員プレゼンテーション資料
- ・ 篠原委員プレゼンテーション資料

<第3回会議（平成24年12月20日開催）>

- ・ 紅林委員プレゼンテーション資料
- ・ 高橋委員プレゼンテーション資料
- ・ 山田委員プレゼンテーション資料

<第4回会議（平成25年2月7日開催）>

- ・ 瀬戸委員プレゼンテーション資料
- ・ 谷口委員プレゼンテーション資料
- ・ 野田委員プレゼンテーション資料
- ・ 上杉座長プレゼンテーション資料

はじめに

滋賀県いじめ対策研究チーム会議は、平成24年10月22日の初会合以来、「いじめ問題の原因と背景」および「対策の方向性」を中心に、これまで計4回の会議を開催し、意見交換を重ねてまいりました。

この会議の特徴は、何と言っても、教育や心理、医療、福祉、さらには子どもの権利擁護や民間での活動など、いじめ問題に関わる幅広い分野の委員が参画していることです。それは、この問題が、時代の大きな変化を受け、社会の構造と深く関わる大変奥の深い、また、複雑な構造の中にある問題であるからです。

それだけに、これまでの会議では、あえて、委員相互で意見を集約することはせず、まずは、それぞれの委員が、それぞれの専門分野から、いじめ問題の原因・背景を分析し、多方面から意見を出し合うことを重視して進めてまいりました。その意味で、今回、取りまとめました「中間報告書」は、何かひとつ正解や答えを導き出したり、結論づけたりするような性格のものではないということを理解いただきたいと思います。

そうした中であって、いじめ問題への対策を考えていく上で、一つの大きな方向としてみえてきたものがあります。それは、「子どもの目線」ということです。

今後、教員を含め私たち大人が、「子どもの目線」を基本に、学校ではどのように子ども達と向き合い、教育を進めていくのか、そして、その教育を進めるためには、どのような仕組みが必要なのか、さらには、子どもを支えるために、地域ではどのような取組が求められるのかについて考えていかなければならないと感じます。

平成25年度は、これまで議論してまいりましたいじめ問題の原因と背景の分析を踏まえ、「子どもの目線」を基本にして、県が取り組むべき具体の対策にまで踏み込んで議論し、提案していきたいと考えています。

この報告書が、学校、家庭、地域それぞれにおいて、いじめ問題へのより一層の理解につながり、そして、いじめから子どもを守るための取組の推進に向け、少しでもお役に立つものになれば幸いです。

平成25年5月

滋賀県いじめ対策研究チーム会議

座長 上杉孝實

I いじめ問題の本質

1. いじめについて

(1) いじめの実態

いじめの実態は、犯罪と考えられるようなその行為の明らかなものから、心理的で見えにくいものまで様々です。例えば、次のような難しい状況があります。

① 学校の中の非行

学校で生じるいじめには、犯罪・非行と考えられるようなものがありますが、同時に見えにくい仕掛けが存在することもあります。

- ・ 例えば、「金をせびる・たかる」「暴力をふるう」「万引きを強要」「交際を強要」「自分から危険な行為をするように強制する」といったものがあるが、これらには、そのいずれにも、下表のように、言い訳として使われるトリックがあり、学校からは見えにくい。

形態	トリック	学校の捉え方
金をせびる・たかる	みんなで遊ぶ資金を貸してほしいだけ	仲間・力関係がある。嫌なら離れば
暴力をふるう	ふざけていた・喧嘩になった	服装・怪我・見た人からの情報が頼り
万引きを強要	全員順番に実行するルールだ	強要の部分は見えにくい。本人の問題
交際を強要	恋愛関係だ	意志をはっきり伝えなさい
自分から危険な行為をするように強制する	自分からやった	なぜ、相談しない なぜ、逃げない？

② グループの中の力関係から生じるいじめ

子ども達は、他の子どもとの関係やグループとのつきあい方について思い悩み、そのことといじめが関係する場合があります。

- ・ 今、子ども達が悩んでいるのは、休憩時間や放課後など、授業時間以外の時間の使い方である。教員の目の届かない中で、子ども達はどうやって仲間同士の中で生き延びるかと戦々恐々としており、相談に来る多くの子どもが「その日の休み時間が何回あるか数え、数が多いと憂鬱になった」と言う。これは、「休憩時間はとにかく自分で自分を守るしかない」「必死で仲間のノリについて行って楽しい表現をしなくてはならない」「少しでも相槌が遅いと自分はそのグループの中から乗り遅れてしまう」といった子どもの内面を意味している。仲間と一緒に命を削りながら過ごすか、外されて一人で自分らしく過ごすかという二択は、子ども達にとってあまりに厳しい状況である。
- ・ 今、学校は、一人ぼっちではやっていきにくい状況にある。誰かと一緒にいるために、

便宜的にグループになっている場合もいっぱいある。

- どんな仲良しグループでも、閉鎖的で不安定で、スケープゴート^(※1)を作りやすい素地がある。いじめのターゲットは変化し、子ども達は、自分自身がターゲットにならないように気を遣いながら日々を過ごしている。
- 子どもには、いじめられていることを認めたくない傾向がある。それは、学校の中で「あの子はひとりぼっちやで」と言われること自体が、本人にとって大変屈辱で、辛いことだからである。
- 継続したいじめにあっていると、いじめの辛さから少しの情けも有り難く思い、些細なことで加害者に感謝することがある。例えば、グループから外しにあっていた子どもが、「次からは同じ教室で弁当を開いてもいいよ」と言われただけで喜んでいうことが見られた。継続したいじめは、本人の自立した精神を傷つけていくのである。

③ 加害者が表面にでないいじめ

いじめには、加害者が表に出ないいじめも見られます。

- 自分は表面に出ず安全なところに位置して、人が困ったり苦しんだりするのをみて、面白がったり、優越感を感じたり、気晴らしをしたりするというもの。例えば、教科書を捨てる、ノートに「死ね、消えろ、キモイ、淫乱」などと書く継続的な嫌がらせなどである。行為者が特定できず、学校では、仕方なく全体で話し合うが、行為者は何食わぬ顔で正義の味方のようなことを言い、良い子になってしまっている。良い子になっていい意見を言うこと自体が、だます快感を伴っているというものである。

④ 心理的ないじめ

いじめには、非常に複雑で巧妙なものもあり、被害者に心理的ダメージを与えてしまうものもあります。

- 例えば、親友になったふりをして、親身に相談にのって、家庭のことや本人の秘密を聞き出し、その秘密を「相談されたんだけど」と心配している風を装い他人に漏らしていくようなもの。
- また、助言という形で気力をなくさせるものもある。例えば、「こんなに嫌われているのによく頑張っているね。先生まであなたのことで困っているよ。私なら転校するよ」などと言ったりするものである。
- なりすましメールや土壇場の裏切りで被害者の気力を著しく奪ったり、いじめられる辛さに慣れさせないため、一旦解消して、また再び開始したりするものがある。

■ 子どもの世界で使われる言葉から見てくるもの

- ・ 今、「ランチメート症候群」や「ぼっち」という言葉で表されるように、子ども達は、他人に対してもものすごく敏感になっていて、そのために、適切な行動が取れないという状況がみられる。
 - ランチメート症候群：友達がいなくと思われたくなくて、一人で食事を取ることを恐れる
 - はぶる：仲間外れにする。「グループ内で一・られる」
 - コミュ障：コミュニケーション障害の略であり、人とのコミュニケーションが苦手な人物のこと。
 - ぼっち：学校（主に大学）で友人を持たない、一人ぼっちの学生のこと。
大半のぼっちはコミュ障を併発しており、人と話すことに苦手意識を持っている。
一人で食事をしていることをぼっち飯といい、その進化系が便所飯。トイレの個室で携帯をいじりながら食事を済ませる。

(2) いじめの見つけにくさ

いじめという言葉は、加害者、被害者、周囲の誰にとっても好まれない言葉です。それだけに、どうしても、加害者が隠す、被害者も否認するといった心理が働き、見つけにくいものとなります。

加えて、以下に掲げるように、いじめは、もともと見つけにくい特性を持っています。

① きっかけは日常

いじめのきっかけは、日常的にどこにでも見られます。

- ・ いじめが発生したり、関係がこじれたりしていくことは、日常的にどこにでもある。
- ・ 例えば、「AさんとBさんがキャッチボールをしていた。たまたま、Aさんが強いボールを投げたところ、拾いに行ったBさんの態度がとても面白かったので、Aさんは何度か強いボールを返してきた。面白がって強いボールを返されるうち、Bくんはついにカチンときて、Aさんに飛びかかった。けれども、圧倒的に強いAさんにBくんは逆に暴力を受けてしまった」というケース。

どこにでもある遊びの中でのことだが、これをどう受け止めるかについては、「わざといじわるなボールを投げたAが悪い」「先に飛びかかって手を出したBが悪い」「暴力を受けたのだから被害者はBだ」「子どもの世界によくあるただのケンカだ」など、大人の間でも、いろいろな立ち位置がある。

② 学校が求める均質性から生じるいじめ

特に学校がもっている「均一化を求める」傾向などの特徴が、いじめを生じさせる要因となる場合があります。

- 例えば、「給食を食べるのが遅い子がいて、その子が食べ終わらないと遊びに出られない」「集団登校で、いつも遅れてやってくる子がいるから、なかなか出発できない」「一人の子がパニックになると授業が止まってしまう」「毎回教科書を忘れてくる子がいて、自分はきちんと持ってきているのに、先生から、毎回のように隣の子に見せてあげなさいと言われると、やっぱり迷惑で、あの子の横には座りたくない」といったことからいじめにつながることもある。
- このほか、部活の練習をサボる、文化祭を手伝わないなど団結しない、「2列になって移動する」などの暗黙のルールを破るといったことなどからいじめが生じることがある。
- 今、学校の中でアサーショントレーニング^(※2)等はかなり行っているが、どれだけトレーニングをしても、傷つきやすかったり、アサーティブ^(※3)にもものを言えない子はいる。そうした子を、均一化して何とかコミュニケーションをさせようとか、傷つきやすい子を丈夫にしようという発想を追い求めるのであれば、いじめはなくなる。

③ 教員の加担

いじめには、教員の指導方針などを正当化の理由とするものも見られ、結果的に教員が加担していると見える例もあります。

- 例えば、教員が、ある子どもに対して「協調性がない」「遅い」「できない」と注意することが、一見正当な理由のように見えながら、実はいじめの構造の中に溶け込んでしまうことがある。このことが、子ども達の間で「お前は遅いんだ」「先生も言ってるんだから、いじめてもいい」という話になってしまう。

④ 教室のいじめは同時多発

教室や学校では、様々な人間関係が渦巻いており、一組のいじめだけが生じているわけではなく、同時に多様な人間関係があり、それが刻々と変化する、その中にいじめも含まれていることとなります。

- 加害者・被害者・観衆・傍観者など、「いじめの四層構造」ということがよく言われるが、一つの教室や学校の中には、この四層構造が、同時多発的に起こっていて、非常に複雑な構造を成している。
- 時々刻々と関係は変化し、当事者達の認識にも違いがある。参加者・役割も変化する。
- 例えば、教室の中で、クラスの中にジャイアンのような存在がいて、誰かに対していじめをしているというなら発見しやすいが、外からは仲良しグループのように見える中で誰かが固定的に被害を受けているような関係性になると、クラスメイトの認識に差が生まれる。例えば、「またあの子らやってるわ」という調子である。このような場合、教員が指導することは非常に難しくなり、いじめはかなり深刻化する。

(3) いじめの認定の難しさ

いじめは、多様で見つけにくいことに加え、ある行為をいじめと認定するかということも容易ではありません。

① そもそも、いじめは関係性の病理であること

いじめは行為だけでなく、どのような人間関係にあるかによって、その意味や程度に違いが見られます。

- ・ 例えば、親しい友人からなら肩を叩かれても信頼の表現として受け止めるが、嫌な相手から叩かれた場合には、たとえ軽くても非常に傷つく。
- ・ 教員の目の前で取っ組み合いの喧嘩が行われていて、それが「プロレスごっこをしているだけだ」と言われた時に、本当にプロレスごっこなのか、あるいは、いじめなのかを事実の蓄積だけで読み解くことは難しい。

② いじめの事実認定は容易でない

いじめは、流動的で変化の激しい関係性の中で生じるため、関係者の理解がまちまちで、事実認定が容易でない場合があります。

- ・ 例えば、校内であった暴力の場面を10人が見ていたとして、その10人から話を聞けば、10人ともにストーリーが違ってくる。多くの証言があればある程、焦点がぼやけて実態がわかりにくくなる。
- ・ 加害者の範囲も特定しにくい。被害者から見れば、加害者とその周りの観衆とに切れ目などはなく、クラス全員が自分に対して加害をしたという理解があってもおかしくない。それほど孤立感を強めるもの。
- ・ 被害者の認定も困難である。気づいていない、あるいは、気づいても認めたくない、認めても表現しないということがある。
- ・ いじめの事件に関わっては、事実認定は容易ではなく、学校として指導するとき、どのようなストーリーとして読み解き、何が正しいかを判断することが非常に難しい問題である。

2. いじめ問題の原因と背景

いじめ問題への対応を考える上では、加害者、被害者、観衆などの当事者の行為や関係性だけでなく、その背景を広く見ていく必要があります。

いじめの原因・背景は多因子であり、ここでは、4つの視点から整理することとします。

(1) 社会システム・地域・教育環境の影響

いじめの背景として、広く社会や地域、教育環境などの構造的な視点が必要になります。

- ・ 国連子どもの権利委員会は、日本に対し、「高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性があることを懸念する」ことを内容とする改善勧告を行っている。
- ・ 少子化で子ども同士の関係が希薄になってきたことや、車社会によって外で遊べなくなり、人間関係を築く場が減りつつあることなどがある。
- ・ 地域社会の崩壊による他人に対する無関心や共同作業機会の低下が影響として考えられる。
- ・ 学校でも、家庭でも、子ども達の中から、生活の主体者であるという実感が遠のいていて、学校で得た知識が実際の生活の場での体験ときちんと結び付いておらず、「生きる力」につながっていないように思われる。
- ・ 夜型の社会について言えば、夜寝ないだけで人間はイライラする。
- ・ テレビから入ってくる情報やゲームの中で作られる遊びの中には、いつ、いじめにつながるかわからない要素が含まれているものがある。

■子ども専用電話しがチャイルドライン（実施団体：NPO法人CASN）に寄せられる子どもの声から見えてくるもの

- ・ 子ども専用電話しがチャイルドラインは、2003年の定期開設以来、2回線で子どもの声や思いを受け止めており、午後4時から9時まで、ほぼ鳴り止まない状態である。
- ・ 2011年度の実績をみると、アクセス件数は全国で74万件、滋賀県は18,000件。そのうち、実際につながったのは、全国では22万件、滋賀県は1,200件にのぼる。この数字から、今の子ども達が置かれている一つの状況がみてとれる。メールやブログなど、人とつながるいろんなツールを持っているように見えはするが、やっぱり子ども達は、リアルタイムで、生の温もりのある安らぎを求めているのではないか。
- ・ 電話をかけてくる年齢は、10年の間に少し変化してきており、今、最も多いのは15歳から18歳の男子。また、通話時間は、年齢が上がるにつれて長くなり、時刻が遅くなるほど深刻な内容になる。
- ・ 話の内容は、「こんな服を買った」「こんな歌にはまっている」など、友達とするような普通の会話がとても増えている。次に多いのは、思春期で性に関する悩み。そして、友人や家族、先生も含めた人間関係やその中での不安である。最近では、虐待を受けているという内容も出てきた。
- ・ いじめにあっているという声もたくさん聴いてきた。2002年に特設電話を開設して以来、いじめに関する電話はずっとある。総じて子ども達は、「先生に言うことややこしくなる」、「自分がいじめられていることを親に言えば、親を悲しませる」「だから誰にも言えない」と言う。でも傷ついた自分のしんどい気持ちを誰かに受け止めてほしいとの思いから電話をかけてくる。
- ・ 2012年度は、今までにも増して、いじめの相談が増えている。大津市の事案があったから、「自分も話してもいいんだ」と思いかけてきているのではないか。

(2) 保護者・家庭の影響

子どもの成長と発達を支える機能を持つ保護者や家庭の影響も考慮する必要があります。

① 家庭の不安定等

家庭の子育て機能に変化がみられます。

- ・ 家族関係や経済・住居の問題、親の過干渉や過剰期待などが影響として考えられる。
- ・ 親の問題として、子どもとの接触時間（物理的な接触時間以上に、精神的な接触時間）が減っていることがあるのではないかと。また、子どもに対する無関心、子どものしつけができないといったことが考えられる。
- ・ 子どもが家族の一員として役割を担ったり、団らんの中で色んなことを話し合うといった姿が段々と消えているのではないかと。

② 児童虐待

家庭の子育ての機能が著しく不適切な場合は「児童虐待」と考えられますが、その影響には大きなものがあります。

- ・ 児童虐待の影響は、うつ病の問題等と非常に深く関わると言われている。最近の知見では、虐待を受けた子どもは、①感情の制御や認知、対人コミュニケーションなどに障害がある状態となり、例えば、相手が自分に笑顔を向けているだけでも、それを敵意や嘲笑とみなして攻撃行動に移りやすくなることや力の支配に陥りやすくなること、②うつ症状や心的外傷後ストレス障害（PTSD）、自殺や解離^(※4)、依存症、摂食障害、暴力、攻撃行動などの大きな要因になること、③自分が危難に瀕した時に、適切な支援を求める力が育たない、むしろ、そうした力を奪われてしまい、可愛がってくれる人に、暴言暴力をふるってしまったり、力の支配に容易に服従しやすくなること、被害感や孤立無援感を強く抱きやすくなることなどが指摘されている。
- ・ こうした影響は、いじめと深く関わる。感情反応が激しく、感情抑制が乏しい、つまり激昂しやすくてなかなかおさまらないといった感情の不安定さが、暴力行為となって表れてくることもある。
- ・ 一方で、いじめの被害者になった場合は、助けを求めるといった合理的な方法を学ばずに孤立しやすく、しかも「うつ病」になりやすいなど、深刻化する危険性が高い。

③ ドメスティック・バイオレンス（DV）

家庭にDVがあれば、その家庭の子どもは児童虐待を受けているということになります。このDVもいじめに大きな影響を与えます。

- ・ 県内のシェルター^(※5)で、子どもを連れて暴力から逃れてきたお母さんを対象に行った聞き取り調査から気づいたことは、多くのお母さんが、幼い頃、暴力の有効性を学んだ子どもに社会の理屈が入らないと困っておられたことである。
- ・ DVには、無力感と怒りを内在化させる要素があり、それが、その後の不適切な対人関係や行動の原因となりうる。

(3) 子どもを取り巻く状況の影響

子どもを取り巻く人間関係や社会状況も変化しています。

① 他者指向で同質性を求められる状況

他者指向的社会にあつて、同輩集団への同調強化と異質排除の傾向が見られます。

- ・ いじめを支えるものとして、以前から、同質であることを強調する社会では、異質を排除する傾向が強いことが挙げられる。今日でも、他の子と比べて変わっていることがいじめの対象になるケースがみられ、まだまだ同質指向が見られる。また、抑圧されている子ども達が、憂さ晴らしという形で、自分よりも弱いことや世間で劣っているとみなされがちな子どもに対して攻撃を加えることがよくある。そして、被害を受けた子ども達が、どこかの時点で加害側に回ることもあり得る。

そもそも、子ども社会は、大人社会を鏡としており、大人社会においてそのような風潮が強いところでは、子どももそのようになってしまいかねない。

- ・ 子どもは、家族から次第に自立していく中で、レファレンスグループ（準拠集団）として、同輩集団・仲間集団を求める傾向は強まっていく。今日の社会は、アメリカの社会学者のリースマンが言ったように、他者志向の面が強くなっており、社会全体として、他人のまなざしが気になり、他人がどうしているかに合わせていく風潮がある。そういう社会では、同輩集団の意味が大きくなることもリースマンは言っている。
- ・ 「ランチメイト症候群」や「ぼっち」という言葉で表されるように、子ども達は、他人に対してものすごく敏感になっていて、そのために、適切な行動が取れないという状況がみられる。
- ・ 子ども達にとって、地域におけるピアグループ^(※6)は減退している。この理由としては、遊び場の喪失もあるが、それ以上に、勉強に多くの時間を取られ、子ども達の時間が細切れになっていることが関係していると思われる。
しかも、子ども達の集団は限られているだけに、その集団から離れることが非常に難しいというような、いわば同調過剰が生じやすいという問題がある。
- ・ 「なぜ、いじめられている時に、相談や通報をしないのか」。子どもの心理からみると、集団から疎外されたり、仕返しを受けることへの恐れがあり、仲間と繋がっている方がまだいいという心理が働く。子ども社会から自分自身のはみ出してしまうことへの自制である。
- ・ どんな仲良しグループでも、閉鎖的で不安定で、スケープゴート^(※1)を作りやすい素地がある。

② 学校の意味の変化

子ども達の生活において、学校の比重が増す一方、マスコミ等の影響が大きくなっています。

- ・ 「子どもに占める学校の位置」について、かつてのように自営業の多い時代であれば、学校の成績が自分の進路規定要因として強く働くと思うような子どもは少なかった。と

ころが今は、子ども達が学校というものに非常に重みを感じている。その一方で、家族の影響やマスコミの発達により学校的な価値が相対化され、そうした中で、学校というものが難しい立場にある。

- 学校の中で子どもの集団は、どうしても、学級＝同年齢集団が中心になりやすい。かつて、地域の中には、子ども達の異年齢集団があった。今でも、集団での登下校をはじめ、きょうだい学級など色々と異年齢を繋ぐ工夫はされてはいるが、どうしても同年齢集団が中心になっている。異年齢集団なら、かつてフォロワー^(※7)であった子どもが成長してリーダーシップを発揮するというような場面があるが、同年齢集団では、リーダーとフォロワー^(※7)が固定する傾向にある。
- 以前からいじめは存在していたが、社会問題化されにくい側面があった。それは、今日のように、子どもの世界が学校だけに集中していたわけではなく、いろんなところに子どもの世界があったからではないか。今、家庭や地域に子ども達の世界がどれだけ築かれているかという問題がある。

③ 子どもの遊びの変化

活発な遊びが減少し、ストレスがたまるようになっていきます。

- かつては、小学校高学年ぐらいから、自分たちで結束の強い集団をつくり、大人から離れた行動をとることによって、自立心を持った面があったが、今はそれがなくなり、ずるずると思春期に入ってしまうことによって、ともすると自立の確信をとんでもない行動で示さなければならぬという面も出てくる。
- こうした状況の中での「子どもの遊び」をしてみると、今、非常に多くみられるテレビゲームなどの遊びは、考えようによっては、ストレスを増すようなところもある。また、ゲームなどを媒介としながら人との関係を非常に気にするような遊びが多くなってきた。活発に活動したり、互いに向き合ったりすることのない遊びが多くなり、遊びが、かつてのようにストレスを解消するものではなく、ストレスが持ち込まれるものになっている面がある。
- かつては、遊びの中で、さまざまなコミュニケーションの取り方を学んできた。また、鬱憤を晴らしたり、エネルギーを発散させたりしながら、これ以上やってはいけないことを学んできた。大人が干渉しない子どもだけの世界、子どもが子どもを育てる世界があり、何かトラブルが起こっても、子ども達が自らの力で考え、自分たちで解決する力を身につけていったように思われる。

しかし、今、安全安心という地域の事情もあるが、登下校時には大人が当番で通学路に立ち、「道草なんてとんでもない」という感じになるなど、子どもの生活の隅々にまで大人の目が行き届き、子どもだけの世界は奪われてきているように思われる。

④ 傷つきやすさ

子ども達が傷つきやすくなっています。

- 1980年代以降、いじめが社会問題化されるようになったが、その裏には、子どもが

傷つきやすくなっていることがあると考える。これは、いけないということではなく、以前に比べれば、子どもが非常に繊細になっているということであり、この点を理解しておかなければいけない。

⑤ 個人特性の影響

うつ病や認知・発達など個人特性の影響も見られます。

- ・ 学校や家庭への否定的感情、鬱屈、劣等意識、過剰な防衛機制、支配欲求、うつ病、発達障害、行為障害、反抗挑戦性障害等が考えられる。
- ・ 小中学生でも、うつ病の発症例がある。小中学生のうつ病では、憂うつよりも、逆に多動になったり、攻撃的になったりする場合が多くある。
- ・ 保育園や幼稚園を訪問すると、幼児の中に、特に家庭での教育に問題があるわけではないのに、入園してきた途端、何にも悪いことをしていない子をいきなり殴ったり、暴力をふるっておもちゃを取り上げたりする子どもがみられる場合がある。これは、「認知」の問題であって、こうした攻撃型の認知の子どもは一定数いる。攻撃型は、男女を問わず幼稚園年長児から敵意帰属バイアス^(※8)が示される。「他人は自分以外の人には攻撃をしないが、自分には意地悪をする」という個人的な信念がみられる。他人に嫌われているという個人的な信念が影響しているのではないかと提起されており、18歳まで同じような行動傾向を持って繰り返されると言われている。

(4) 学校の影響

学校にかかわるいじめの場合には、その学校がいじめについて、どのような方針を持っているのかが大きく影響することは当然です。

① 学校内の要因

学校における集団づくりに課題があります。

ア) 学校・学級の秩序の混乱

- ・ 例えば、人権侵害や差別が頻繁に起こっていたり、暴力が肯定的な文化を持っていたり、あるいは、強い競争原理や相互不信が働いていたたりしているところは、いじめの温床となりやすいと言える。
- ・ 子ども達に『いじめられた子どもにも責任があると思いますか?』というアンケートをとった時、「いじめられた子どもにも何かの問題がある」という回答が7～8割あるような学校が見受けられるが、そのような状況ではいじめを訴えられるはずがない。

イ) 多様性を認める教育の不足

- ・ かつて、学校教育における集団づくりのための様々な手立てとしては、同和教育や人権教育において、多様性の尊重の中で個を生かす集団づくりが行われてきた。しかし今、その点がかつてよりも弱くなってきているのではないかと懸念される。
- ・ 教室には、よく、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」と書いてある。良

い言葉だと思おう一方で、このことが子ども達にとっては迷惑に思われることもある。

② 学校システムの要因

教員が子どもと向き合い集団で取り組むことが容易でない状況があります。

ア) 教員の子どもをとらえる力の弱まり

- ・ 1980年代以降、教員は、様々な課題を抱える子ども達に、個別に関わることが求められるようになった。教室の中で、30人、40人の子ども達一人ひとりに個別に対応しながら、同時に、多様な集団の関係にも働きかけ、まなざしを注がなければならないという、非常に複雑な状況の中にある。
- ・ 加えて、ここ10年ほどは、学力向上が中心課題となり、その対応や保護者対応などで、教員の仕事は次々に増えていく一方である。
- ・ こうした中で、ここ20年の間で、教員の子どもを見る目が薄っぺらになってきたのではないかと懸念している。
- ・ つまり、生じている問題がうまく捉えられない、問題解決技法が備わっていない、一人の子どもへの指導が他の子どもに悪影響を及ぼす、発達障害や精神疾患に対する理解が乏しいなど、教員としての能力の問題があるのではないか。

イ) 教員の多忙化

- ・ 教員は、子どもの話を聞きたいと思っている。それにも関わらず、教員の側は、ここ10年ほどの「学力向上」という大きなテーマの中で、それがままならない状況にある。
- ・ 今、学力を向上し、学力で生き延びた者を何とか仕事に就かせようという状況が学校現場を覆い尽くしている。その中で、教員や学校は、様々な仕事を担うことになり、書類や会議、あるいは全国一斉学力テストのための準備や対策に追われている。
- ・ 家庭は、格差や貧困という構造の中で、子どもの話が聞ける状況になく、その対応まで教員が担うこととなっている。
- ・ 子ども達は、教員のことをとても信頼し、教員に話を聞いてもらいたいと思っている。その一方で、教員の側は、気持ちは「いつでも話を聞くよ」であったとしても、状況が多忙になっていて、身体全体で拒否しているという状況が現場に見受けられる。

ウ) 教員の個業化と対応の硬直化

- ・ いじめは、さまざまな状況で起こるものであり、ケースは多様である。それだけに、その対応は、一つひとつの状況や子どもの状態を読んで行わなければならない非常に複雑な作業であり、マニュアルに従ってできるようなものではない。
にも関わらず、ここ20年の間、学校現場では、マニュアルやルール、制度をつくり、「こういう時には、こうなさい」という決め事によって対応してきたことが要因としてあるのではないか。
- ・ いじめ問題は、1980年代からおおよそ10年おきに大きな事件が繰り返されてきた。こうした中で、本来、学校組織において「ヒューマンエラー」が起り得ることを想定した組織のあり方を考えるべきであったにもかかわらず、その時々には必死に対策をとってはきたものの、中長期的な視点での構造上の変容には結びついてこなかった。

- 学校という組織は、疎結合（ルース・カップリング）^(※9) という言い方をされる。これは教員一人ひとりが自律した専門職であるという考えのもと、必要に応じて緩やかに繋がりながら仕事をしている形であり、組織全体として何かを大きく動かしていく前に専門職としての教員一人ひとり自律性を尊重したところに組織の特性が認められる。
- 学校現場では、子ども達一人ひとりに直に向き合いながら、その場その場で対応していく必要があることを考えると、その専門的な判断が教員一人ひとりに任されている組織であることは非常に大きな利点である。
しかしながら、一方で、このことが、教員の個業、つまり、一人で働かざるを得ない状況を生み出し、一人では対応できないような困難な事案に直面した時には、問題をより深刻化させてしまっているとも考えられる。
- 学校には学級・学年・教科の壁があると言われる中で、組織内の個業が常態化していると、隣のクラスで何が行われているか、どんな問題が発生しているかということは、他の教員は詳細まで掴むことはできない。また、例えば、隣のクラスの子どもが廊下で問題行動を起こしているといった場合、「あのクラスの先生は何をやっているのだろう」と思いながらも、「あの先生のことだから、もしかしたら何かしらの意図をもってそのままにしているのかもしれない」と思ってしまう。
- こうした教員一人ひとりの専門性を尊重する学校組織の特性が、組織として問題に気付くことを遅らせ、協働やコミュニケーションを阻害することに繋がっているのではないか。しかも、多忙化の中で、教師はより個業化、孤独化に追い込まれているのではないか。

③ 社会システムからくる学校の抱える問題

社会構造やその価値観によって、学校教育が矛盾を抱えています。

- NPO法人CASNの調査によれば、今、学校生活の中では、例えば、団体鑑賞の機会は、小学校では6年の間で1回程度、中学では皆無、高校ではかろうじて毎年1回くらいという程度となっている。その他、文化祭や卒業生を送る会など、みんなが心を躍らせて、いろいろ知恵を出し合ってお祭りに盛り上がる行事が少なくなり、勉強だけで評価される世界だけが残るようになってきているように思われる。
- 近代学校の論理は、「共に生きる力を奪っておいて、個で生きる力をつけろ」「多様なものを奪っておいて、多様であれ」という論理であると批判されている。近代学校の価値観は、「成長しなければならない」「向上しなければならない」というものであり、その中で同調圧力や同調過剰が形作られている。
- 非常に歪んだ社会の縮図が学校に集まってきている中で、アサーティブ^(※3) でなければならぬとかコミュニケーション能力がなければならないというのは、今の価値観の大きなものだが、「とにかく良い子どもになりなさい」「しっかり出来るようになりなさい」と指導することが教育現場の約束事となり、上手くいかない子どもや少し多様な子どもは、学校的価値観の中で弾かれたり、生きづらくなってきたりしてどんどん追いやられ、いじめが起こっているという構造がある。

こうした構造を把握しないまま、「教員の指導力が不足しているのではないか」「子どもが甘くなっているのではないか」というように状況を非常に歪んで捉え、誤った処方箋が出されているように思われる。そして、そのまま突き進んでいくことにより、子どもは、さらに厳しい社会、経済、働き方、さらなる学力重視で弾かれて、被害攻撃感情が増幅されているのが現状ではないか。

④ いじめ発生時の対応

情報が学校内にとどまりがちです。

- ・ いじめ問題については、親の知る権利をはじめ、情報の共有に関する法制度がない。特に、子どもの自殺が起きたときに、現状では、情報のすべてを学校が握り、そのコントロールも学校の意のままになっている。これでは、事実に向き合うことは難しい。
- ・ 事例に学び、その積み重ねが再発防止策を生み出すとすれば、それを大きく阻害しているのが隠ぺい体質である。

Ⅱ いじめ問題の解決に向けての課題整理

ここでは、改めていじめ問題に取り組むための課題を整理します。

1. いじめの理解

いじめをどうとらえるかという切り口は多様ですが、次のような点を考慮する必要があります。

① いじめ被害経験の深刻な影響

- ・ 人間は社会的存在であり、いじめは不可避であるが、それへの取り組みも不可欠である。
- ・ いじめられ体験は、その後の人間関係に影響する。怖くて、裏切られないように気を遣い、過剰に適応しようとしたり、人間嫌いになってしまうこともある。また、ストレス耐性を弱くすることもある。

② いじめの認定の難しさ

- ・ いじめは、本質的には、事件や出来事ではなく、関係性の問題である。依存や支配関係などいろいろあるだけに大変複雑な問題である。
- ・ したがって、出来事をしっかり押さえることも重要だが、事実の蓄積だけで判断できるものではなく、被害者にとって、加害者との関係性がどういうものなのかを読み込んで対応する必要がある。
- ・ いじめの事件に関わっては、事実認定は容易ではなく、学校として指導するとき、どのようなストーリーとして読み解き、何が正しいかを判断することが非常に難しい問題である。
- ・ こうしたことを考えれば、「いじめ」か否かは非常に曖昧で判断が難しいことから、指導する上では、わざわざ「いじめ」という概念に置き換えて判断する意味はないものとする。つまり「これはまだいじめとは言えない」とか「いじめと言える」というように、間にいじめの定義を挟んで指導しようと思うと判断が難しい。
とにかく、いじめか否かに関わらず、差別や犯罪・暴力行為など、行為のみで不適切と判断されるものについては、それはそれで不適切として指導・支援しないといけない。
- ・ このとき、学校では、教育的配慮を重視するため、例えば、ノートや教科書に誹謗中傷や嘲笑する内容の落書きがあったとしても、誰がやったかを調べてまわる等犯人捜しをあまりしない傾向があるのではないかと問う。教育的配慮とは一体何なのかということも問うかけていかなければいけない。

③ 複雑に絡み合う関係性を読み解いて、支援につなげていく

- ・ いじめを解決していくには、加害者、被害者、学校とクラス、家庭のそれぞれの問題が

あり、相互の関係性を明らかにすると同時に、それぞれが持つ特徴等を分析しないと本質は見えてこない。この他に、地域が持つ文化なども関係してくる。

- こうした複雑に絡み合う関係性を読み解いて、支援につなげていく必要がある。



④ いじめは日常的に存在する

- いじめの実態として、「ひやかしやからかい、悪口や脅し、嫌なことを言われる」などがあるが、これらは、文章にすれば平坦で素通りしてしまいそうになる。しかし、この数行で言い尽くせない本人の気持ちと深刻な日常を汲み取ることが大事である。
- ただ、ここで難しいのは、社会では、「ひやかしやからかい、悪口を言われるなんて世間では普通にある」だから「それはなくならないし、大人になるため乗り越えるべき試練である」と認識されている側面があること。ここに大きなギャップがあり、噛みあわない議論になりがちである。

それだけに、見えている状況がいじめの形態としては認識されなくても、潜在的に、心理的に追い詰めていくようないじめもあることを目をそらさず見ていくことが大切で、そうすれば「大人になるための試練」というレベルでないことが分かる。

- 発見が難しいネットや携帯によるいじめをどうするかも課題である。
- 想定のないところに発見はない。いじめについて、多様な事例があるということを大人が知り得る必要がある。

2. 対策の基本

(1) 子どものエンパワーメント（最善の利益と意見表明権の確保）

いじめへの対応は、教員や保護者などの大人が介入するというよりも、子ども達自身が訴えたり、問題を解決したりできる力を引き出す（エンパワーメント）ことが基本です。そのため、まず大人には、子どもの言おうとすることにしっかり耳を傾けることが求められています。

① 子どもの声を聞く

- ・ いじめ問題を考える上で大事なことは、何よりも、当事者である子どもの声を聞くことである。
- ・ 学校現場では、よく、「教育的配慮」と言われるが、これは、子どもの気持ち抜きに、大人だけで配慮するもの。そうではなく、子どもの話を聞いた上で、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益を考えることが大事であり、児童の権利に関する条約第3条の「子どもの最善の利益」と第12条の「子どもの意見表明権」は、セットで考えるべきである。
- ・ いじめ事案の解消にあたって、「教員が組織的に一丸となって取り組む体制が大切」などとされることがあるが、これは大人目線からのもので、子どもにとっては、それが迷惑な場合もある。また、「いじめを許さない」とされることもあるが、いじめをせざるをえないような状況に陥っている子どもがいるときには、指導では乗り越えられない。状況がどうかを子どもから聞かせてもらい、そこから対応していくことが必要である。
- ・ 子ども達は、根本では、自分で解決しなければならないと思っている。だからこそ、子ども達のしんどい気持ちをしっかり受け止めてやりさえすれば、子どもは自分たちで歩き出すことができる。
- ・ 視点は、子ども達のエンパワーメント。子ども自身が解決したいという気持ちを応援し、子ども達の持っている力でいかに問題解決するか、子ども達の力をどれだけ引き出せるかという視点に立つことが大事である。

② 子ども自身に力をつける

- ・ 今、学校の中でアサーショントレーニング^(※2)等はかなり行われているが、どれだけトレーニングをしても、傷つきやすかったり、アサーティブ^(※3)にもものを言えない子どもはいる。そうした子どもを均一化して何とかコミュニケーションをさせようとか、傷つきやすい子どもを丈夫にしようという発想を追い求めるのであれば、いじめはなくなるらない。
- ・ それらを含めて学校での個性と捉え、その子ども達がどうすれば居やすいのか、どういう人間関係があれば居やすいのかについて考えていくべきである。
- ・ 大人が介入し、管理するだけでもいけない。子ども達にどう力をつけるか。この方針を教員・保護者・子どもが確認し、共有することが大事である。

(2) 被害者への対応、加害者への対応、まわりの子ども達への対応

いじめに関与する被害者、加害者、同級生などへの的確な対応も必要です。

なお、いじめに直接関与する者を、「被害者」、「加害者」として、この関係を固定的な対立構造と理解することは適当ではないという意見も根強くありますが、ここでは、便宜上、「被害者」「加害者」という表現を用いることとします。

① 対応の基本的視点

- ・ 「悪者さがし」はあとでよく、対立的な関係は複雑な構造を招くだけである。
- ・ 原則は、いじめた方が悪いということ。ただし、いじている子どもがいじめられる側にまわるといことは大いにあり、また、立ち位置や大人の関わり方によっても随分違って来るなど、役割は固定的ではない。

② 被害者への支援

- ・ 「居場所の確保」が、被害者にとって最も大事なところである。居場所については、学校の内と外の二つが考えられ、状況に応じて、子どもが選べる形で設けておくことが望ましいと考える。学校の中でいじめの相談にくる子どもは、保健室であれ相談室であれ、常に窓の外を気にしている。こうした子どもの気持ちを考えれば、学校の外にも設ける必要があると考える。ただ、学校の外に設ける場合、難しいのは、本人が「自分は学校から逃げていった」とか「離れていった」という気持ちを持ってしまうことであり、子どもにそうした切なさを感じさせない配慮が必要である。

③ 加害者への対応

- ・ いじめの要因を考えると、いじめの加害者が、かつては被害者であったという場合が少なくない。被害とは、いじめの被害や犯罪の被害、体罰の被害、あるいは児童虐待の被害などであり、こうした被害は、他人の傷つきが蜜の味というような不適切な心理を誘発し、特に、心身の成長や人格の基礎に影響する。中でも、児童虐待の問題が非常に深刻だと思っている。
- ・ いじている側の「言い分」を聞くことは、決して「甘い処置」ではなく、いじている側の児童生徒も、教育的に関わりの必要な状態の子どもであることを共通認識したい。
- ・ どうしてもいじめられている子どもを助け出せない場合には、緊急避難的に学校を休んでもいいよという対応がとられることがあるが、いじめられている子どもが勉強する機会を失って、一方で、いじている側は学校に来ているというのは、社会的にもアンフェア。国でも議論されている出席停止をめぐる議論が必要である。
- ・ この場合、加害者を学校に来させなければ問題が解決するわけではない。いじめられていた子どもが暴力の有効性を知っていじめる側にまわったりすることは発達過程では大いにあり得ることからしても、いじめる子といじめられる子という二分法の切り口で一方を排除していくのではなく、加害者にこそ教育の力が必要である。多くの場合、加害行為もSOSであったりする。学校が子どもの傷つきにどう支援するか。家庭での傷つきに対しては福祉と連携してどう支援するか、犯罪行為からの傷つきに対しては司法と連携してどう支援するか、そうした構成の中で、子ども達の最善の利益を考えていかなければならない。

④ 訴える力を育てる

- ・ 学校では、「傍観者になるな」「いじめは重層構造なので、傍観者になるということは加害者になることだ」と教えられているかもしれないが、ちくった子や止めに入った子が次のターゲットになることはままある。
- ・ 「ちくる」という捉え方によってブレーキがかかることも考えられる。同輩集団が強い意味を持っている時代であるだけに、仲間を裏切ることにブレーキがかかってしまう。
- ・ そうしたことを考えると、大人が簡単に、「ちくったらいい」「傍観者になることはいけない」と言うことではないのではないか。その後、傍観者であった自分を責め続けている子どももいれば、無力感から、その後の人生で積極的なことは何もできないという子どももいることを知っておかなければならない。
- ・ したがって、「ちくる」ということではない、あるいは、このような場合「ちくる」のは正当な行為であるという捉え方を、子ども達が持てるようにしていくことも非常に大事になる。
- ・ 加害者以外はみんな被害者の側面があるということを忘れずに、あくまで、いじめの対策は、子どもの世界の子どもの視点に立ったものが必要と考える。
- ・ 「ちくる権利」を保障することが必要である。

(3) 学校での対策

学校が行ういじめへの対応としては、予防的意味も含めて日常的な取組が大切です。また、いじめに気付いたときの的確な対応も不可欠です。

① 日常の取り組み

ア) いじめを許容しない空間づくり

- ・ いじめを許さない文化と風土づくりとして、「正義が勝つ」、「正しいことは正しい」ということを浸透させる必要がある。これは人権教育にも関わる。
- ・ 教員は、子どもの「辛さ」を共感的に受け止める姿勢も大事である。「おまえにも問題がある」などという評価的対応でなく、訴えをきちんと受け止めるカウンセリングマインドが必要となる。

イ) 発達の視点からの取り組み

- ・ いじめ問題への対応にあたっては、「子どもは発達体である」という視点が必要である。例えば、小学校中学年くらいまでは『泣いたカラスがすぐ笑う』というように、大喧嘩しても帰りには手をつないで帰ることが可能である。しかし、思春期以降は『顔で笑って、心で泣いて』というように、平気な顔をしているが本当はつらいというように変わってくる。このように、子どもの心理状態だけでなく、どんな発達段階にあるのかを包括的に見ながら対応していかなければならない。
- ・ また、子どもの今抱える困難から将来を予測することも大事である。
- ・ トラブルのない無菌状態では子どもは育たない。いじめだらけでも正義が貫けない。

ウ) 異年齢集団など多様性の確保

- ・ 子ども達は、本来、生活の場でいろんな困難にぶつかりながら育っていくことが重要になる。しかしながら、今、例えば、学校では、逆に、その困難をできるだけ避けるようにすることに精一杯になっている現実がある。例えば、休み時間に運動場に出てはいけない、あるいは、中学校では、他の学年の階に行ってはいけないという学校が非常に多い。異年齢集団が大事だと言っている一方で、異年齢が交われば、トラブルが起きるだろうということで、できるだけ異年齢が交わることがないようにしている。本当に求められているのはそうした予防ではないと思うのだが、そうなってしまっている現実がある。

エ) サインを読み取る

- ・ これまで、重大ないじめ事案が起こるたびに、「教室に目をおいて、いじめを見落とさないように」といったスローガンが掲げられてきたが、そうではなく、本当に苦しんでいる子どもがSOSを出せる環境づくり、あるいは、そこまでいかななくても、子ども達のいろんなサインを読み取るレベルを学校の中でアップしていく必要がある。
- ・ いじめられていることを教員に相談しないのはなぜか。それは、子ども達から見たときに、教員が「おまえにも問題がある」などという対応をするような評価者として強く映っていると心理的距離を感じてしまうことがあるからと考える。
- ・ 教員には、いじめを発見できる、もっといえば、その事象がいじめにつながりうるものなのかどうかを判断ができる「目」が必要になってくる。
- ・ 教員はよく「遊びだ」、「いじめだ」と区分をするが、子どもの立場から見れば、遊びでなくていじめであるにも関わらず、教員にはそれがなかなか見えないことがある。したがって、表面的な観察から見える集団だけではなく、子どもの受け止め方という面から、ひそかに流れている人間関係や集団があるという捉え方で子ども達をみていかなければならない。
- ・ 医療の視点から言えば、学校・教員が、子どもの精神疾患を見分ける能力を身につけることが重要である。

オ) 声をかける

- ・ やはり、教員が気付くことが大事である。子どもが自分から教員に相談する場合は少ないことから、教員が絶えず個々の子どもへの声かけを行う中で、子ども達に「先生が自分を気にしてくれている」「自分も話して良いんだ」と感じさせる雰囲気をつくっていくことが大事である。

カ) 表現を尊重する

- ・ 子ども達が、「様々な形で自分を表現していいんだ」と思えるよう、日常的に、自分の思いを表現する機会をつくることと、それを促す教育を大事にしていく必要がある。学校の中で、違いを認め合う関係づくりをトレーニングすることが大事ではないか。

キ) 取り組みの要点

- ・ いじめだけに特化した対応は難しく、前駆症状を広くとらえて総合的に判断して対応する必要がある。

- ・ 子どもの実感調査を行うことが大事である。いじめられたり、いじめたりしている状況があり、一人の子どもが加害も被害も経験していることもある。さらには、一人で我慢している子どもは少なくない。それだけに、何かあってからというよりも、子どもの状況を絶えず把握しておくことが大事である。
- ・ 個を生かす集団づくりとして、同和教育や人権教育において、多様性の尊重の中で個を生かす集団づくりが行われてきた。しかし今、その点がかつてよりも弱くなってきているのではないかと懸念しており、そのあたりについて点検してみる必要がある。

ク) 研修の実施

- ・ 基本対応の研修は不可欠である。①校内の情報共有や指導体制を確認し、抱え込みを防ぐこと、②どのような訴えでも、きちんと受け止めること、③事実を的確に調査把握し、記録すること、④本人と保護者の意見意向を確認すること、⑤必要な情報を開示、提供すること、一方で「無罪推定」^(※10)や「少年としての保護」「個人情報の保護」等の枠組みも尊重することを内容とする研修である。

② いじめに気付いたときの取り組み

ア) 子どもの声を聞く・受け止める

- ・ ‘いじめられてしんどい’ 気持ちを受け止める、子どもの声に耳を傾ける体制を学校の中につくること。
- ・ 子ども達の中で起こっていることを知るためには、子どもの側からも教員の側へ矢印が出ている関係をつくり、しかも、その関係をより太くしていかなければならない。そのためには、マニュアルに従って子どもの言葉や行動をみるのではなく、子ども達の普段の言葉の中にあるSOSを聴き取ることができるかどうかである。

イ) チームで対応する

- ・ いじめについては、担任だけで抱え込まず、チームで対応する必要がある。
- ・ ただやみくもに、その場その場の対応をするのではなく、問題行動がどのような状況・環境で生じているかについての情報を収集・分析し、それを共有する‘システム’を確立することが大切と考える。
- ・ 改めて学校組織の現状を見直し、一人ひとりの教員の専門性やそのときの判断力を伸ばしつつ、一人では解決できない問題に対しては、協働して組織的に対応できる組織のあり方について、マネジメントの観点から考えていくべきである。

ウ) 事実の確認と見立て（アセスメント）を実施する

- ・ 事実に基づいた適切な児童生徒理解とそれに基づく指導が必要である。アセスメントとプランニングの実施、つまり、背景をしっかり見立て、適切な指導計画を立てる必要がある。その際には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が考えられるが、このいずれもの支援を必要とする事例が多い。
- ・ 学校では、教育的配慮を重視するため、例えば、ノートや教科書に誹謗中傷や嘲笑する内容の落書きがあったとしても、誰がやったかを調べてまわる等犯人探しをあまりしない傾向があるのではないか。教育的配慮とは一体何なのかということも問いかけていか

なければいけない。

I) 外部機関等と連携・協働する姿勢をもつ

- ・ 必要な場合、ためらわず、医療・福祉・司法の関係機関を活用する。
- ・ 教育内で努力はしても、それだけで解決しないこともあることから、積極的な外部機関との連携が必要である。
- ・ 「被害届を出す」「出るところに出る」などは、学校の対応への不満足の説明ではあるが、当然の権利として受け止める。
- ・ 子どもの自殺が起きたとき、学校と遺族が情報を共有し、当事者の判断で可能な範囲で情報を公開することが大事である。そして、学校、友達、PTAが、それぞれの立場で亡くなった子どもの苦しみを想像し、寄り添い、守りきれなかった自分に足りなかったことを反省し、その中で再発防止策を見つけることが非常に大切である。

③ 家庭・地域と連携した取り組み

- ・ いろんな情報を含めて、学校が地域社会に対して開かれている必要がある。
- ・ 子どもが学校にいる時間は、クラブ活動をしている中学生の場合でも、全生活時間の多くても1/6～1/7程度であり、それ以外の時間は、家庭や地域で生活している。まして、今はネットいじめを含めて、学校以外の空間で行われるいじめがあることを考えると、学校が一人頑張って解決できる問題ではない。
- ・ 子ども達の現状を十分に把握した上で、一つには、学校がどのように教育を進めていくのか。そして、その教育を進めるためには、どのような仕組みが必要なのか。さらには、学校を支える以上に子どもを支えるという観点から、地域等では、どのような取組が求められているのか。これらについて考えなければならない。

(4) 学校体制上の対策

学校が的確な対応を行うには、その前提となる学校の体制上の課題への手当も必要です。

① 教員の多忙化の解消

- ・ 教員の増員や事務の簡素化などによって、教員の多忙化を解消し、教員がじっくり子どもに向き合う時間を確保しなければならない。

② 情報管理や出席停止措置などの制度的検討

- ・ 軽いいじめでも、それが継続すれば被害者は不登校になったりする場合もある。被害者は「緊急の場合だから学校来なくていいよ」と言われたり、解決できなければ転校を余儀なくされたりする現実がある一方で、加害者はどうしているかを考えると、乱暴な言い方かもしれないが、出席停止制度のハードルと課題を検討すべきではないか。
- ・ ただ、出席停止にして加害者を排除すればいいという問題ではない。いじめられていた子どもが暴力の有効性を知っていじめる側にまわったりすることは発達過程では大いに

あり得ることからしても、いじめる子といじめられる子という二分法の切り口で一方を排除していくのではなく、いじめる子にこそ教育の力が問われている。システムが必要である。

- ・ 出席停止措置は、そもそも応急的短期的対応であり、要保護児童として福祉や司法と協働して対応するなどの、根本的対応も必要である。

(5) 家庭での対応

子育てに関して第一義的に責任を負うとされる保護者や家庭の役割も大切です。この子育て機能が十分に発揮できるよう支援することが必要です。

- ・ 加害・被害の双方の側に共通して、子どもをきちんと育み、話を聞き、支えることが重要である。
- ・ どんな場合でも、いじめられる必要はないし、何があっても死んではいけない、子どもを傷つけてはいけない、とにかく世の中にはどこか相談して受け止めてくれるところがあるということ等、いろんなメッセージを伝えていく必要がある。
- ・ 子どもは、いじめられていることを保護者に相談しにくいものである。自分を大事にしてくれる親であるほど、自分がみじめなところを見せたくない、あるいは親の期待を損ないたくないという気持ちが働くからである。場合によっては、いじめにあっていることは、親の様々な期待からずれたものとして、自分自身が駄目な存在だというように受け止めてしまうことがある。

また、親が感情的処理に走ることによって、かえって問題をこじらせてしまうのではないかという不安感をもっている場合もある。

- ・ 被害者の保護者は、学校と一緒に、本人の意向にそって動くことが大事で、やみくもに大人の論理で動いてはいけない。例えば、本人の意向を置き去りにして、保護者が勝手に相手のところに乗り込んで謝らせるようなことは、子どもの世界の解決とはほど遠いものである。子ども達には子ども達の世界があり、子どもの気持ちをまず聴き取ることが重要である。
- ・ 長期的には、問題行動への対処という点で、Positive Behavioral Interventions and Supports、つまり、いじめを防ぐ手段として良いしつけをするということ、例えば幼稚園くらいの時から、良いことをするようなことを養成評価することが有効であると考えられる。
- ・ 医療の視点から言えば、親・家庭には、精神疾患のことを学んでもらう必要がある。

(6) 社会での対応

地域社会やインターネット、携帯電話、マスコミなど、子どもを取り巻く環境にも課題があり、対応が求められます。

- ・ 長期の目標としては、子どもが生活の主体者になれる場を広げること。それには、様々

な人とのつながりの場や体験の場を増やしていく必要がある。そして、社会の課題として、子ども達のストレスの原因を減らしていくことが大事である。

- 今の子ども達をみていると、「同じならいい」、「違う自分はだめ」という価値観のもと、「自分はこういう風に思うのだけれど」となかなか言えなくなっているように思われる。そうした場合に、非常に大事だと思うことは、自分を表現することについてのトレーニングである。いろんな表現で、自分自身の思いを出すことは良いことなんだという価値観のもとで、そうした機会を多くしていくことが必要である。悩みを第三者機関等に相談することも、自分を表現する大事な場である。したがって、気軽に相談できる場がどこかにあるということが、自分の思いを表現することの一つになるのではないか。
- 発見が難しいネットや携帯によるいじめをどうするかも課題である。
- 自殺に対する報道について、連鎖を生まないような報道のされ方、生きてほしいというメッセージや支援への道が啓発されることも必要で、NPO、警察、地域社会全体で取り組んでいくべき問題である。
- 長期的な対策としては、この競争主義社会から脱却し、低位安定型社会^(※11)へシフトすることが教育現場や子どもを救出すると考える。
- 障害者福祉の父と言われる糸賀一雄さんの言葉を紹介したい。『この子らは生きようとしている。自分の生きる喜びを実現しようとしている。その実現を職員や家族と一緒にやろうとしている。そのことに職員が惹かれて、職員もまた自分自身を実現しようとして心が変わっていく。』と述べ、そのような現場体験から『この子らが自分で光っている。』『そして、職員もまた光を持っている』このような『共感の世界』にこそ、お互いの『命の尊厳』が保障される世界があるという考えを示し、『この子らに世の光を』ではなく、『この子らを世の光に』という言葉で表現された。これは障害福祉の分野だけではなく、学校、地域、家庭に共通する言葉だと思う。

Ⅲ 具体的な対策の方向性についての提言

ここでは、いじめ問題への対応のうち、この中間報告とりまとめの段階で議論された内容に関して示します。十分に結論に至っていない部分も含まれますので、今後検討を深める必要があります。

なお、一般的に、対策を考えていく上では、予防(prevention)、起こったときの介入(intervention)、そして、その後の対応(postvention)の3つを検討しなければなりません。この中でも、どう予防するかが最も重要で、その対策が一番費用がかからないとされています。

1. 教員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、子どものSOSを読み取る感性と力量アップを図る

まず、学校と教員の対応力の向上に向けた取組が求められます。

① 教員の子どもと向き合う時間の確保

- ・ いじめ問題の対処法としては、まず、相談役として、教員を機能させることが最も有効である。
- ・ そこで、教員のゆとりの確保、それによる学校機能の回復を提案したい。
- ・ 多忙で子どもと話せない教員に、もっと余裕を与えるべきと考える。
- ・ 朝から晩まで一日中子どもと相対していると疲れることから、例えば、教員が1時間くらいフリーになる時間を持つようにする。そうして、教員が頭をリフレッシュし、さまざまなことを考え、取り組むことができる余裕をつくることが重要である。そうすると、余裕ができて子どもと話せるようになり、また、その中で、対応方法を学習することが重要と考える。
- ・ 学校の中では、雑用や会議を減らすなど、そのためのシステムを整える必要がある。具体的な方法として、平成24年6月に、県外のある市が教員を対象に行った調査結果をみると、例えば、「会議」が大変無駄に多忙感を促進しているのではないかということや、「校務分掌」は非常に合理的でないということが明らかになった。濃淡はあるにせよ、かなり全国的な傾向と思われる。
- ・ また、全員参加する必要のない会議を一斉に学校で行っているなど、教員自身が大変さを作っているということも多々見受けられることから、こうした部分の改善を行っていく必要がある。
- ・ 行政としては、教員数を増やすため予算の確保など財政的なシステムを整える必要がある。

② 子どもがSOSを出せる環境づくり

- ・ ‘いじめられてしんどい’ 気持ちを受け止める、子どもの声に耳を傾ける体制を学校の中につくることが重要である。
- ・ これには、日頃、生活を共にしている養護教諭が大きな役割を果たしてきていることは間違いない。

子どもは、知らない人には自分の悩みは相談しない。それは大人も一緒であるが、日頃、いろんなことで触れあっているからこそ、自分の内面が打ち明けられるものである。また、身体的な相談を入口としながら、心の相談にも繋がっている例は数多い。

- ・ 今、養護教諭が、いじめの相談を多く受けて手一杯だという声を聞く。スクールカウンセラーのところと比べ、保健室へは、熱がある、けがをした以外の理由でも、いつでも行くことができ、安全のために身を隠すことや相談を聞いてもらうことができる。養護教諭が苦勞している状況や子ども達が養護教諭を欲しているという現状を見る時、増員するのであれば、スクールカウンセラーではなく養護教諭だと考える。
- ・ 養護教諭について、複数配置の問題も含め、学校の中での位置付けをしっかりとしたものにし、その機能が十分に発揮できるようにしていくことが大事である。

③ 子ども達の普段の言動からSOSを読み取る目の育成

- ・ 子ども達と教員との関係は、その中心が授業であることを考えると、授業の中で子ども達の言葉について、それがどんな意味を持っているかを深く考えるという経験を積むことが非常に大事になってくる。

ただ、どんどん流れていく実際の授業の中でこうした経験を積むことは難しいことから、そのための研修や研究の場を充実していく必要があると考える。それぞれの学校現場で、授業の中で子ども達や教員の言葉のプロトコル^(※12)を起こし、「この言葉の意味は何だったのか」「なぜ、この子はこういう言葉を言ったのか」を丁寧に追っていくような研修を一年間に何回か行うようなことを提案したい。

- ・ 県や市町教育委員会としては、各校でこうした研修に取り組むことができるよう、多忙化の解消と併せて、そのためのテクニックや技量を持った教員を育てていく必要がある。
- ・ 研修のあり方としては、ケーススタディ型の研修、授業プロトコル^(※12)を読む研修、子ども理解をねらいとした研修、協働する研修などが考えられるが、どんな形であれ、様々な人が関わり、いろんな目から子どもの言葉を読むという経験をすることが大事と考える。
- ・ 例えば、授業研究の場に、スクールカウンセラーなどの専門家にも入ってもらい、意見を述べ合うような環境を整えていく必要があると考える。いろんな専門家と協働して、子どもを見る目をお互いに高めていくようなことができればいい。海外では、心理的なケアを行うメンターが授業に自由に入ることが許され、学習指導を通して、子ども達の心の問題を共有していくようなことが行われている。
- ・ 子ども達の言葉や行動を、単に現象としてみるのではなく、それがどんな意味を持っているのかという背景を読み取る指標として捉え、それらの指標をつなげていくことによ

って、そこにある子どもの世界をまるごと理解する、そのような“科学する目”を育てることを提案したい。

- ・ 教員の多忙化を解消するための環境整備とあわせて、“科学する目”を育てることによってこそ、子ども達の声、SOSを実際に聴き取ることができるのではないか。

④ 子ども達の集団づくりを進める教育

- ・ 周囲の子ども達が、傍観者になるのではなく、素早く的確な対応を取れる、あるいは、一番身近にいる子ども達が自分達で解決できるような人間関係づくりをしていくことが大事である。いかに人間性豊かな子ども達を育て、安心できる教室をつくることができるか。これは学校だけの課題ではなく、地域の問題として捉え、学校を地域に開いていくことが大事である。
- ・ 道徳教育において、アサーショントレーニング^(※2) やソーシャルスキルトレーニング^(※13) 等を取り入れて、「生きる力」をどう育てていくのかを具体的に考えていかなければならない。

⑤ 教員が協働して組織的に対応していくための学校組織と経営の改善

- ・ 教員が個人で対応するのではなく、教員同士がリンクして組織で対応するというシステムをつくることが重要と考える。
- ・ そこで、教員の「学習共同体」を意図的につくっていくことを提案したい。
- ・ 今、教員には、省察的な学習の力が必要と言われている。授業のもとになっている自らの価値観やこれまでの経験を振り返り、そこから、「なぜ、あのときに、あのような行為、判断をしたのか」を振り返って、次の展望を見出していく学習である。つまり、行為自体を省察するのではなく、行為の中の自己を省察するという考え方である。
- ・ 「学習共同体」は、この困難な省察的な学習を支え合うためのものであるとともに、今後10年間で、1/3の教員が入れ替わる時代になってくる中で、ベテランの教員の中で留まっている知を組織の知として共有化していくためにも必要である。
- ・ そのためには、教員の集団化や学習を支援する仕組みが同時に必要になってくる。
- ・ まず、学校の管理職には、行為の中の省察をしっかりと促して支えていけるようなファシリテーター^(※14)としての役割が求められる。また、こうした学習の時間をつくり出していく工夫も求められる。
- ・ 指導主事には、多くの学校現場に関わり、学習共同体をつくっていくためのサポートが求められる。
- ・ また、社会教育主事や公民館主事が有する地域の課題解決に向けた学習をコーディネートする力も、学校現場での教員の学習の中では求められてくる。
- ・ そして、この「学習共同体」を保護者・地域に向けて拡張していくことが大切となってくる。学校評議員や学校運営協議会委員、あるいは、学校支援ボランティアと日常的に価値観をしっかりと擦り合わせ、お互いを理解し合っていくような学習にまで拡張させていくことを提案したい。

- ・ そうなれば、子ども達の一つひとつの発達課題や学習課題について、学校での授業や生活指導で対応可能な課題なのか、家庭の協力や対応が鍵を握っている課題なのか、地域住民や各種団体の連携によって解決に導けるような課題なのかを連携の中で導き出していくことができる。問題が発生してから連携を講じていても遅く、関係者間で学習を通じた価値共有を日常的に追求していることが重要となる。
- ・ 教育行政の責任としては、今、新しく学校を改善していかなければならないというときに、従来型の指導行政のままでいいのかを問い直していく必要がある。
校長の学校経営をしっかり支えるとともに、多忙化する学校の中で教員の学習時間をどうつくり出していくかの方策を導き出さなければならない。
また、管理職研修についても見直していく必要がある。これまでのような伝達型の講習や一斉授業型の研修だけでは、教員一人ひとりの問題意識やこれまでの経験に触れるようなものにはなっていないと思われる。ワークショップ型の研修ということも考え方を変換させる一つの方法として提案したい。
- ・ ここには、例えば、教員の物理的、空間的な配置をどう考えるのかという議論もあってもいいかもしれない。

⑥ 重大事案が発生した場合の初動調査の確立

- ・ 子どもの自殺が起きたとき、学校における初動調査の基本を確立することが重要と考える。
- ・ NPO法人ジェントルハートプロジェクトは、3日以内の初動調査の実施を文部科学省に提案してきた。時間が経ってからの調査では、記憶の曖昧さが増すだけでなく、「できればこの問題に関わりたくない」といった人間の悲しい性が見えてしまったり、子ども達や親も、同じ学校に通い続けなければいけない状況の中で、真実を話しにくくなったりするのではないかと思うからである。
- ・ 調査の方法としては、子ども達へのアンケート調査の実施を義務付けることが重要であると思っている。そのフォーマットとして別紙（小森委員プレゼンテーション資料を参照）を提案したい。このフォーマットは、文部科学省の「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」に提案し、平成23年3月の審議のまとめの中で採用されはしたが、一部肝心な部分が抜け落ちてしまった。
- ・ 抜け落ちた部分の一つは、アンケートの回答内容について、「御家族へ報告することを御理解ください」という一文。この一文を入れることによって、回答者本人の家族への開示の意思を確認することを意図していたのだが、この一文が削られ、回答は、そのまま遺族には知らされないものとされている。
- ・ もう一点、問題と感じていることは、このフォーマットを使ったアンケート調査は、最初に行わなければ意味がないにも関わらず、文部科学省の通知では、まず、すべての教員および関係の深かった生徒への聴き取り調査を行うこととし、その結果に遺族が納得しなかった場合の対応として実施するとされている点。いじめの事実を知っているのは、いじめの現場の子ども達であり、教員ではないことを考えれば、いじめの発見にいつも

苦勞している教員に対する聴き取り調査を優先させることは、大変疑問に感じる。

- 加えて問題なのは、このアンケート調査は、すべての子どもを対象とするとはされていないこと。子どもへの調査にあたっては、保護者の調査協力への承諾が条件とされており、もし、保護者の承諾が得られなければ、その子どもへの調査はできないこととされている。
- そもそも、人が亡くなった時に調査する仕組みがないこと自体が問題であり、アンケートをとることで、余計に背景を知ることが難しくなることは一部にはあるかもしれないが、調査の素人である学校がそのことを分析して結論付けること自体が越権行為であると考えられる。アンケートで集まった情報は、調査のプロが判断するようなシステムをつくる必要がある。
- 学校と教育委員会の対応としては、適切な情報の開示が求められることは当然である。その一方で、自死事案等については、教育機関が情報を開示し提供する場合、例えば、少年法の定める少年の保護の問題、被疑者段階で有罪が確定しているわけではないため無罪推定^(※10)が働くこと、あるいはその他のプライバシーの問題をどのように組み込みながら対応していくのかといった問題がある。また、加害者がはっきりしている場合だけでなく、被害・加害が入れ替わったり、刑事裁判が予定されるような場合、さらには、クラスの多くからいじめられていて、どこまでを加害者群とするかが問われる場合など、パターンがいろいろあり得る。また、遺族が調査を望んでいない場合、あるいは、アンケートの結果、ある側面だけが切り取られ、整理がないままで開示することで誤解が広がる可能性など、配慮しなければいけないことも多くあることから、法制度的条件も含めてさらに検討すべき課題がある。
- また、情報をコントロールする権限を誰が担っているのか、学校なのか、教育委員会なのか、それとも、第三者委員会なのか、その点に関して検討すべき課題があるのではないか。できれば、コミュニティスクールのようなところで情報をコントロールしていくルールをつくることはできないか。
- 重大な事件等が発生した場合、各都道府県教育委員会から文部科学省に報告することとされている「児童生徒の事件等報告書」について、家庭が持っている情報を記入するような様式とできないか。この報告書を家族と一緒に作るだけでも、隠蔽防止になる。
- 隠蔽についてのペナルティを課すことも考えられないか。

⑦ 県教育委員会の指導の検証

- 大津市における事案では、県教育委員会として、市教育委員会を指導していた事実があるにもかかわらず、現実には市教育委員会の対応は不適切だと批判を招くこととなった。では、この指導とはいかなるものだったのか。併せて、この指導が、指導を受ける側にとって納得のいくものであったかどうか、指導の内実や意味、効果について考えていくべきである。

2. 専門家等と連携し、いじめの早期発見・早期対応のための支援を行う

教員だけでなく、様々な専門職や専門機関と連携した、的確な「見立て」に基づいた取組を行うことが大切です。

① 専門家に的確につなぐための教員の「見立て」力の育成

- ・ 今、例えば、発達障害についても、確かに、教員研修では、ごく一部しか触れられていないという問題もあるかもしれないが、そのことよりも、教員が発達障害の可能性を感じた時に、それにどう対応していくかというシステムがないことが課題である。スクールカウンセラーなどと協働したり、養護教諭などとケース会議を行ったりするなど、専門家につなぐことが重要である。
- ・ このとき、重要なことは、「見立て」の主役は教員であるということ。専門家といっても、普段の観察なしに、その子が発達障害である等と診断できるものではない。その主役となる教員をどう活かすのかを考えたとき、子どもの精神疾患について、教員がたとえ少しでも知識を持つことが重要であると考えられる。例えば、子どもでも、うつ病の発症例があるが、子どものうつ病の場合は、抑鬱よりも、暴力やイライラしたりする場合の方が多い。このことは、医療関係者の間では常識だが、一般的にはあまり知られていない。したがって、教員が、こうした精神疾患のエッセンスだけでも知識として持っていれば、学校現場で適切な見立てができるようになると思われる。
- ・ そのための教員への研修として、発達障害を“見極める”ための細かなテストや評価の仕方といったマニアックな内容のものではなく、適切な専門家につないだり、協働したりすることを内容とする研修こそ必要ではないかと考える。
- ・ そして、教員がそうした見立てをした後、専門の医療機関につないでいくことができるような体制が必要である。
- ・ いじめ事案に関する学校現場のまとめ方については、学校現場から教育委員会へあがってくる報告を見ていると、何があったかという事実の経緯や処置の概要はそれなりに書いてあるが、何故そういうことが起きたのかという問題行動の背景や要因がきちんと示されていないものがある。この点については、報告書の様式を定めることにより、こうした点をきちんと抑えながら、いじめや問題行動に対応していく必要がある。

② スクールソーシャルワーカーとの連携

- ・ 問題行動への予防的介入という点からは、スクールソーシャルワーカーを中心的なマネージャーと位置づけ、学校や社会に働きかけていく考え方がある。
- ・ スクールソーシャルワーカーの調整活動は非常に重要である。川西市の「子どもの人権オンブズパーソン制度」にもみられるように、子ども達が悩みやトラブルを抱えている場合、その子どもに寄り添いながら、関係者を繋いだり調整したりして、関係を改善していく活動である。ただ、現状では人数が少ないことから、教育委員会において各学校への適切な配置について検討していく必要がある。

③ スクールカウンセラーとの連携

- ・ スクールカウンセラーとは、相談役として生徒に対するというよりは、いじめの発見者であり、かつ、子どもからの相談が最も多い教員に対応方法を教えるという側面から連携していくことが有効と考える。
- ・ 常時、学校にいるわけではないスクールカウンセラーと教員の関係をどうするのか。スクールカウンセラーをはじめ色々な人が子ども達の周りにはいることは意味があると思うが、その位置づけについては、様々な角度から検討が必要である。

④ 医療との連携

- ・ 子どもが精神疾患に罹患しているのであれば、早期に治療する必要がある。いじめられる子は、いじめによって様々な精神障害が起こってくる可能性もあり、ケアが必要である。また、さまざまな精神疾患や発達の問題がいじめに関係している場合が考えられる。例えば、反抗挑戦性障害や行為障害といった発達障害は、うつ病などの精神疾患を合併することが多い。また、子ども時代に虐待を受けると、例えば、産後うつ病が異常に増えることをはじめ、思春期に甲状腺機能の異常が見られる割合や抑うつ症状を持つ割合が高くなること、さらに、思春期に月経前症候群（PMS）を持つ割合が高くなるというデータが報告されており、子ども時代の精神的なストレスは、その後、身体的にも影響を与えていると言われている。
- ・ そこで、親・家庭に関しては、子どもの精神疾患のことを学んでもらう必要がある。
- ・ 学校・教員は、自身や同僚の精神疾患に気づき、適切な専門家と連携する能力を身につけることと子どもの精神疾患に気づき、適切な専門家と連携する能力を身につけることが重要である。
- ・ 地域には、精神疾患に関する啓発活動を行う必要がある。
- ・ こうした中で、医療関係者ができることとして、短期的には、いじめを防ぐために、発達障害や精神疾患についての知識を教員や養護教諭、保護者に対してうまく普及していくことができると考えている。発達障害に合併する精神疾患の発見と治療について少し知識を持ってもらうことが重要と思っている。
- ・ このため、認知行動療法^(※15)的なアプローチについて、医療関係者や臨床心理士が教員や養護教諭にhow toを教えるということが重要であると考えている。

⑤ 幼小中での情報の接続

- ・ 国の政策として、指導要録については、保育園や幼稚園から小学校へ、小学校からは中学校へあげることになっているが、地域差はあるものの、この情報連携が十分ではないところがある。教員の中には、新しく担任になったときには、子どもを白紙でみるべきだという意識が強い教員が何人も見られるが、指導要録には、発達の課題や何らかの疾患の疑いなどをキャッチできる材料が多くあることから、うまく活用できるようにすべきである。また、精神科医やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーも活用できるようにすべきと考える。

3. 福祉・医療・司法などと連携した取組を進める

加害者への対応として、学校で対応するだけでなく、必要に応じて、福祉・医療・司法などの機関と連携した取組も求められます。

- ・ 加害者への対応については、福祉・医療・司法などの既存の仕組みをもう少し活用していく必要がある。
- ・ 犯罪水準の場合は、学校が警察や検察庁に対して告発する場合と本人や保護者が告訴する場合があります、このことは被害者の権利としてとらえる必要もある。
- ・ 中学校のいじめ等を見ていると、14歳未満でかなりひどいことをする子どもがいた時に、警察や児童相談所などの福祉部局と連携することによって、その子に問題があるのなら、かなり強い介入が可能である。触法行為や要保護児童のキーステーションは児童相談所になるが、こうした非行問題や発達上の課題から、問題行動を起こす子ども達への対応の手厚さが必要になる。
- ・ 例えば、子どもにうつ病や発達課題の傾向があるので医療につなぎたいと思っても、保護者の意向を無視することができないなど、さまざまな限界がある。このような場合、保護者あるいは本人が納得しないような事例についても、要保護児童通告や児童虐待防止法、また非行対応としての手続きなどを媒介して、医療機関につなぐ方法がある。

4. 地域・家庭・学校が一体となり、いじめから子どもを守る環境づくりを進める

いじめの未然防止に向け、地域・家庭・学校が一体となった取組が求められます。

① 地域における子どもを支えるコミュニティの形成

- ・ 子どもより少し年長の、例えば大学生ぐらいの人たちがサポーターとして学校に入り、子ども達の遊び相手や話し相手になったりする取組を行っているところもある。こうした取組は、教員の手助けや子ども達の独自の世界への介入という観点からではなく、子ども達にとっての異年齢集団、あるいは、ある種の代替集団としての要素から、その意味を考えるべきではないか。
- ・ 子どもの育ちの場として、地域をどのように活性化していくかについて考えていかなければならない。学校が地域の中の様々な教育力と結びついて初めて、子ども達の豊かな成長につながっていく。だから、学校の地域性を重視し、地域との繋がりを大事にしていくことが重要である。例えば、大阪府が中学校区で取り組んでいる『すこやかネット』や、大阪市が小学校区で取り組んでいる『はぐくみネット』にみられるように、学校も地域の団体も一緒になって子ども達を育んでいこうとする環境づくりである。子ども達が多様な集団を経験できるという意味からも、このような取組が大事である。
- ・ PTA活動は、それぞれの地域で子育てを支え合うという点で意味を持つものである。

例えば、特に思春期の子どもになれば、自分のことはなかなか親には話さないが、友達の事なら親に話すということがある。だから、地域で親同士が繋がってれば、友達の親から「お宅のお子さんこう考えているみたいですね」と伝わってくることもある。したがって、思春期こそ、地区PTAの繋がりが大事であると考え。PTA活動は、小学校に比べると中学校は希薄になってくるという話をよく聞くが、逆でなければならぬとさえ思っている。

- 例えば、学校に行けなくなったり、居場所がなく、繋がりがたくて支援を求めている子ども達をどう支援していくのか。そこで、提案したいのは、社会教育機関の充実である。現状を見つめ直した上で、今ある施設や人はどうなのか、活動そのものが子ども達や若い人たちにとってどういう意味をなしているのかを精査し、学校教育との関係を考えていく必要がある。今、さまざまな地域で、コミュニティスクールや学校支援ボランティア等をつくろうという議論はあるが、社会教育やまちづくり活動の充実なくしては実をなさないことは全国各地の事例からわかってきており、その点がポイントになると考えている。

② 地域の中での子ども達の居場所・活動機会づくり

- 地域の中で、子どもがホッとできる場所や、子ども同士、子どもと大人が触れ合う機会を多くすることが必要である。

③ 地域に開かれた学校づくり

- 学校が地域の人々との交流を深める場所となっている例も少なくない。それによって地域ぐるみで子どもを支えることが促進される。学校便りなどで学校の状況を地域の人々に知らせる努力をしているところもある。

④ 価値観の転換

- 貧困、格差、競争主義、効率重視等が子どものストレスの原因となっている。これらをもたらしている社会構造に合わせて子どもを駆り立てることでは問題は解決しない。価値観を転換する教育を進めることが課題である。

5. 第三者機関の方向性

いじめに対応する仕組みとして、子どもの声をしっかり受け止め、子どもを中心においた第三者機関の創設が求められます。

① 新しい仕組みとしての第三者機関の基本的方向性

- 新しい仕組みとして、いじめなどから子どもを守る常設の公的第三者機関を条例化によ

り設置することを提案したい。これは、「子どもの声を聞く」意味を共有した公的第三者機関である。

- 子どもの思いは、私たち大人とはまったく違う。大人は、教員も含めて、どちらかと言えば、過去に何があったのか、そしてそれが様々な基準や法令に照らして問題があったのか、問題があったとすればその制裁や賠償はどうするのか、といったことを考えがちである。つまり、過去を振り返る思考で「考古学的思考」である。
- しかし、子どもは、過去に何があったかを究明したり、そのことについてどうこう考えたりすることよりも、今、現実にある苦しみについてどうすれば楽になるのか、そして、今後どうすれば自分が以前の良かったときのように生活することができるのかなど、現在から未来に向けてのことを考える「未来思考」である。
- 子どもを真ん中にした時に、子ども達は様々な思いを打ち明けてくれる。「別に謝罪をしてほしいわけじゃない。分かってもらいたかっただけなんだ」という子どもの方が圧倒的に多い。大人や学校は、大人だけで「これがきっと子どもにとって最善だ」と決めてしまう、いわゆる教育的配慮が得意であるが、そうではなく、子どもの話を聞いて、少し改善していきながら、その中でどんどん状況が変わって子どもが力を取り戻していくという機能を学校や地域の中でつくり上げていきたい。児童の権利に関する条約第3条の「子どもの最善の利益」は、常に第12条の「子どもの意見表明権」とセットで考えていかなければならない。

② 川西市「子どもの人権オンブズパーソン制度」の取組

- 先行事例として、川西市「子どもの人権オンブズパーソン制度」を紹介したい。
- オンブズパーソンは、子どもの代弁者である。これは、「子どもの最善の利益」の保障という国連の「児童の権利に関する条約」の精神を受けた制度である。
- ここでは、相手に指導をするのではなく、もめている、あるいは、対立している関係に実際に働きかけて、話を聞きながら、平和的に、対話で解決をしていくことを目標としている。
- 調整活動を行う上では、子どもを中心に進めるが、親にも説得行為を行ってきちんと理解してもらうことが大事になってくる。子どもの意思を中心にしつつ、「子どもが被っているのはこういう状況ですよ」「だから、親であるあなたが自分の経験でいくら言っても、今、子どもが現に置かれている状況とは違いますよ」と話しながら、支援していくことが必要になる。
- 同時に、調査という大事な権限もある。さらに、個別救済を制度改善につないでいくことも制度の中に含まれている。この調査は、悪人を探すものではなく、未来に向けての調査である。
- 第三者機関という仕組みが全国のあちこちで述べられるようになったが、子どもを真ん中にするという意味合いが案外理解されておらず、この意味を共有した公的第三者機関ということ、ここでは強調しておきたい。

③ 第三者機関の役割等

- ・ 問題は、その調整を誰がするのかということ。被害・加害双方の親からきちんと理解され、信頼される調整機関である必要がある。その点を考えれば、教育委員会の指揮命令からは距離を置いた第三者性を確保した機関でなければ実効性が薄い。
- ・ 第三者機関の役割については、子どもの自死事案やマスコミに大きく取り上げられるような事案とそれ以外の事案とに分けて検討し整理すべきと考える。
- ・ と言うのも、例えば死亡事案の場合、当該子どもは亡くなっていることから、その子どもの代弁者になることはできない。しかし、その学校には、加害者や周りにいた子ども達がいる。そうした子ども達が、今後、同じようなことで死亡することがないように、事実を究明し、それにもとづく再発防止策を提案していくことが必要で、そこに第三者機関の調査検討の役割があると考えます。
- ・ 特に、いじめによる自死事案の事実究明を行う場合、教育委員会や学校関係者が主体となって、そこに数人の専門家を入れて行うような調査機関では、双方の親の側からの信頼は得られにくいのではないかと。やはり、きちんとした第三者性のある機関で調査することが必要である。
- ・ ただ、その調査は、決して、関係者の処分や過失責任を問うことを目的とするものでなく、あくまで、再発防止策を提言するためのものでなければならず、それに見合う事実の究明や調査でなければならない。
- ・ もう一つ、第三者機関の役割として、子ども達が教育を受ける場である学校の環境を守ることがある。教員が、マスコミや地域の対応に追われることとなれば、授業をはじめとする教育活動がどうしても疎かになる。そうなれば、その学校に通うすべての子どもの教育を受ける権利保障が危うくなる。一刻も早く混乱を鎮め、学校本来の機能を発揮してもらう必要があるとき、公正と思われる第三者機関が再発防止のための事実究明をすることによって、かなりの程度、混乱が治まるとの確信を持っている。
- ・ 県域での公的第三者機関を創設し、そして、制度のない市町も利用できるよう、県および県教育委員会と各市町および各市町の教育委員会が協議して一定のルールづくりをする。それができれば、滋賀県では、かなり、子どもの苦しむ度合いが減ると確信している。
- ・ いじめは出来事ではなく関係性の問題であることを考えると、単純に、いじめのためだけのシステムでなく、子どもの人権をはじめ、保護者の思いや願いまでを包括的に支援できる仕組みとする必要がある。

資 料

○ 用語の解説

※1 スケープゴート (P 5、11)	「犠牲者」あるいは「他人の不満などを向けられる犠牲者」
※2 アサーショントレーニング (P 7、19、29)	他人の私語を止めてもらうなど、人との良い関係を維持しつつ自己表現・自己主張する方法を体得する訓練のこと
※3 アサーティブ (P 7、15)	人との良い関係を維持しつつ自己表現する方法
※4 解離 (P10)	強いストレスやショックなできごとが原因で、記憶をなくしたり、自分の居場所や行動を理解できなくなったり、別の人格を示すなどの、本来の本人の人格のまとまりが崩れる状態
※5 シェルター (P10)	避難所となる施設
※6 ピアグループ (P11)	「仲間集団」あるいは「同年齢など同じ立場の友人関係で、特に児童期の友人関係を指すことが多い」
※7 フォロワー (P12)	リーダーに対して、それを補佐する部下やグループメンバー
※8 敵意帰属バイアス (P13)	注意や助言など他人からされた行為を、敵意に基づいたもので、自分は攻撃されたと考えるという傾向を持つこと
※9 疎結合 (ルース・カップリング) (P15)	緩やかな結びつきのこと
※10 無罪推定 (P23、31)	裁判などで有罪が確定しない間は、無罪であると考えするという原則
※11 低位安定型社会 (P26)	「経済成長をめざした学力向上一辺倒の方向ではなく、成長にこだわらず持続可能な地域や暮らしに向けてデザインされる社会」

※12 プロトコル (P28)	ここでは、言葉をそのまま文字にすること、逐語記録
※13 ソーシャルスキルトレーニング (P29)	挨拶の方法など、人との関係を良好に保つための社会内での技術 (ソーシャルスキル) を獲得する訓練のこと
※14 ファシリテーター (P29)	グループや会議などで、相互理解や合意形成などをより深いものとする役割をおった者
※15 認知行動療法 (P33)	今日最も効果的とされる心理療法の一つで、問題が誤った認識や思考パターンの癖から生じると考え、その癖をよりよいものに修正しようとする考えに基づく心理療法

滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員名簿

(敬称略・五十音順)

- 上 杉 孝 實 京都大学名誉教授
- 紅 林 伸 幸 滋賀大学教育学部教授
- 小 森 美登里 NPO法人ジェントルハートプロジェクト
理事
- 桜 井 智恵子 大阪大谷大学教育学部教授
- 篠 原 岳 司 滋賀県立大学人間文化学部准教授
- 瀬 戸 則 夫 弁護士
- 高 橋 啓 子 聖泉大学副学長
- 谷 口 久美子 NPO法人CASN理事長
- 野 田 正 人 立命館大学産業社会学部教授
- 山 田 尚 登 滋賀医科大学精神医学講座教授